

# 令和4年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第7回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和4年8月31日(水) 10:00 ~ 11:45

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 4人(定数5人)  
富山 敦  
平井 佐和子  
平木 真朗(会長)  
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 4人(定数5人)  
黒崎 美紀  
小陳 武志  
野中 篤志  
浜田 紀子

【使用者代表委員】 3人(定数5人)  
金子 亮輔  
中村 年孝  
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 安達 労働局長  
辻 労働基準部長  
鈴木 賃金室長 ほか

### 4 主要議題

(1) 福岡県特定最低賃金(百貨店,総合スーパー)の改正決定の必要性の有無について

(2) その他

### 5 審議内容

会 長

ただ今から令和4年度第7回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

本日は、公益代表委員の高田委員、労働者代表委員の河村委員、使用者代表委員の小島委員、松本委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たしておりますので、本会議は成立しております。

本日の議事録の署名を

労働者代表委員 野中委員

使用者代表委員 中村委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

野中委員

中村委員

(承諾)

会 長

それでは、議事に入ります。議事(1)の「福岡県特定最低賃金(百貨店、総合スーパー)の改正決定の必要性の有無について」です。

この議事につきましては、7月28日の第3回福岡地方最低賃金審議会において、福岡労働局長から、「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問を受け、8月17日に開催されました第2回運営小委員会において、関係労使からの意見聴取が行われ、審議がなされました。

審議された5業種のうち、百貨店、総合スーパーにつきましては、全会一致による「改正決定の必要性の有」の結論にはいたらず、継続審議になった報告が運営小委員会委員長から審議会長になされました。

それを受けまして、同日開催されました8月17日の第5回福岡地方最低賃金審議会におきましても、百貨店、総合スーパー「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について審議がなされましたところ、結論は出ず、改めて本審を開催のうえ審議することになりましたので、本日の第7回本審を開催の上、継続審議を行うものです。

事務局から補足説明はありますでしょうか。

賃金指導官

はい。それでは説明させていただきます。

百貨店、総合スーパーの特定最低賃金につきましては、令和4年6月27日に改正決定の申出書が提出されました。申出書に添付されました労働協約につきましては、資料にまとめさせていただいたとおり、5つの使用者について、1時間あたり1,071円から900円までの労働協約の内容でした。適用される人数も含めまして、添付書類の内容を審査させていただき、7月28日の第3回福岡地方最低賃金審議

会におきまして、福岡労働局長から「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問がなされたものです。

先述しましたとおり、申出書の内容、添付されました労働協約につきまして、最も低い賃金額の労働協約は、1時間あたり900円でございます。

まず、特定最低賃金は関係労使のイニシアティブで設定されるものでありますので、特に労働協約ケースにつきましては、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用される産業について設定されるものです。

そのため、申出書に添付されている労働協約のうち「最も低い協約」の賃金額を「超えて」法定の特定最低賃金額を決定することは、協約を無効とすることになります。この労働協約を無効とすることは、労働協約締結の労使双方の意向に反するものになります。そのため、制度の性格から認めがたく、「協約額の最下限が金額審議における事実上の上限」となるものです。

あわせて、最低賃金法第16条に基づき、労働局長は「地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低賃金額を決定」しなければならず、そのためには、地域別最低賃金額を上回る答申が必要となります。

まとめますと、最も低い協約の賃金額を超えた金額審議は認めがたいこと、あわせて、先に答申されました地域別最低賃金額の1時間900円を超えた金額でなければ、法のもとで特定最低賃金の改正金額を決定できないということになります。

昨日8月30日に行われました第6回本審（異議審）におきまして、地域別最低賃金額の1時間900円が答申されたため、所定の手続きを経て、本年10月8日に、地域別最低賃金額の1時間900円の発効が予定となります。

今年度につきましては、先に異議審で答申されました地域別最低賃金額が、30円引き上げの1時間900円となりましたため、協約額の最下限が900円の百貨店、総合スーパーについて、特定最低賃金の改正決定は難しいかと存じます。

会 長

ただ今の説明によりますと、百貨店、総合スーパーにつきましては、改正決定の必要性は認められないこととなります。

公益委員から、ご意見はございますか。

公益委員

(なし)

会 長

昭和57年1月14日付け中央最低賃金審議会答申の「新しい産業別最低賃金の運営方針について」の了解事項には、「改正決定の必要性について意見を求められた場合、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力する」とされています。

ついては、全会一致に向けたご尽力を労使双方にお願いをするとともに、この本審の場において、改めて整理された労使双方のご意見をお伺いすべきと考えるところ

ろです。

そうした趣旨から、本日の議事の進め方について公益委員としましては、次のように考えております。最初に、この全体場で労働者代表委員それから使用者代表委員のそれぞれから、この件に関してご意見を伺います。それから必要性がありましたら、個別に公益委員と労働者代表委員、それから公益委員と使用者代表委員と折衝するという手順でいきたいと考えています。

この順序でよろしいでしょうか。

各 委 員

(承 諾)

会 長

それでは最初に、労働者代表委員からのご意見、それから使用者代表委員に関して、取りまとめが必要であれば、10分ばかり時間を取りますがいかがいたしましょうか。

各 委 員

(必要なし)

会 長

それでは、労働者代表委員の方からお願いしたいと思います。

小 陳 委 員

先ずは、今日の審議会開催に際し、ご対応いただいたことに御礼を一言申し上げたいと思います。その上で意見を申し上げます。

百貨店、総合スーパーの福岡の特定最低賃金につきましては、今回改定しなければ、地域別最低賃金に追い付かれるというタイミングを向かえておりますので、重要なことだと思います。

関係労使で、今後の百貨店、総合スーパーの特定最低賃金がどうあるべきかを、しっかりと議論をするべき点で部会を設定することは、非常に重要であると考えております。

協約の下限額の関係ですけれど、過去に福岡においても当該労使の話し合いによって協約の下限を上回る改定が行われているという実績もあります。また、協約の期限内に特定最低賃金が協約額を超えた場合に、自動的に改正する旨の確認書や協定内の覚書等があることを判断材料として、協約の下限を上回るケースということもあると聞いています。

今回、百貨店、総合スーパーで協約の下限となっている企業の労使においては、最低賃金に関する協定書において、法律で定める最低賃金額が改定され、金額を超えた場合、それを下回らない5円単位の最も低い金額とするという自動的に改定して対応するということが書かれております。

協定の期限内に最低賃金が改定されて、協定額を超える事態は起こりえることを想定しています。そして、協定の中には法律で定める最低賃金とされていますので、地域別最低賃金だけでなく、特定最低賃金も含まれていると認識しています。

そのような場合は、企業内最賃を自動的に引上げる対応について、労使で合意がなされているわけです。よって、協定を上回る特定最低賃金の改定を行っています。当該協定は無効とはなりません。特定最低賃金が協定を上回るべきでない理由として、今事務局から説明がありましたし、私の手元にも他の県のQ&Aもあって、表現は全く一緒なのですけれども、仮に最も低い協約の賃金額を超えて、法定最低賃金を決定することは、当該協約を無効にすることとなり、このことは協約を締結した関係労使の意向に反するものだと考えられるので認めがたいとされています。

特定最低賃金が協約を上回ることを想定して、多様な労使で合意をしている今回のケースでは、協約を締結した関係労使の意向に反するという事にはならないと解されると思っています。

非常に大事なタイミングであるということも合わせて、「百貨店、総合スーパーの特定最低賃金についての改正決定の必要性有り」の判断を行って、公労使でこの業種の特定最低賃金がどうあるべきか、しっかりと議論を行う場を設定すべきと主張させていただきます。

この間も審議の結果として、0円もあり得るということ等もこの場で確認しながら、専門部会の設置は行ってきたという結果がございますので、今回も専門部会を設けて、しっかりと認識合わせをした上で上げが可能かどうかの判断を行うべきだと考えます。

以上です。

会 長 はい。ありがとうございます。  
使用者代表委員お願いします。

中村委員 使用者側といたしましては、先ほど事務局の方からの説明がございまして、その説明に対して異存はございません。「必要性なし」ということで判断します。  
以上です。

会 長 はい。ありがとうございます。  
今までの双方のご主張・ご意見を踏まえまして、さらに労使双方から公益委員が忌憚のないところをお伺いしたいと思います。

この会場ではなく、それぞれの控室に公益委員がお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では事務局は、労使双方の皆様を控室にご案内してください。

(労使代表委員退室)

(公益代表委員と労使代表委員との個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

会 長 それでは、個別協議を経たうえでの労使双方の委員からそれぞれご意見をお聞きしたいと思います。  
まず、労働者側委員のご意見をお聞かせください。

小 陳 委 員 労働者側委員として、公益委員と意見交換をしたうえですけれども、「必要性有り」という判断をして、専門部会を開催し決定すべきという意見自体は変わっておりません。公益委員の方と意見交換の流れで、私どもの主張に対して、ここで協約 900 円という金額の重みのご指摘をいただき、それはそれで受け止めるところもごございますけれども、とは言え制度上 100 パーセントの否定される協定の中身から見て、否定されるものでない以上、最終的な判断は専門部会で関係労使がしっかり入ったところで判断すべきという判断は変わりありません。

もう1つ申し上げますと、こういうシビアな議論を行うに当たっては、少し事前から労使で意見交換等が出来ていたなら、最終的な納得感も変わっていたのかもしれないということも含めて、少し意見・感想を申し上げたいと思います。

会 長 続きまして、使用者側委員のご意見をお願いします。

中 村 委 員 使用者側委員としましては、先ほども申し上げたとおりでございます。  
事務局の判断には、異存はございませんので、「必要性なし」ということです。

会 長 はい、ただ今労使双方から改めてご意見をいただきました。  
その他に何かご意見がございましたらお願いします。

各 委 員 ( な し )

会 長 公労使により協議を重ねてまいりましたが、全会一致とはなりませんので、福岡県特定最低賃金（百貨店、総合スーパー）につきましては、「改正決定の必要性あり」との全会一致の結論には至らなかったため、「改正決定の必要性なし」として、答申することとします。

会 長 事務局で答申文（案）を準備しますので、しばらくお待ちください。

賃金指導官 (答申文（案）を会長に確認)

会 長 それでは、事務局は答申文（案）を配付して、読み上げてください。

事 務 局 （答申文（案）配付）

賃金指導官 （答申文（案）朗読）

会 長 それでは、答申いたします。

会 長 （答申文を労働局長に手交）

局 長 （お礼のあいさつ）

会 長 次に議事（2）の「その他」でございますが、事務局からお願いします。

賃金指導官 （日程の説明、専門部会委員の公示、関係労使の意見聴取の公示の説明）

賃 金 室 長 （業務改善助成金の説明）

会 長 今回の説明で、ご意見・ご質問等ございますか。

各 委 員 （な し）

会 長 他に何かございますか。

小 陳 委 員 時間を取っていただきありがとうございます。

審議会の運営について、意見を述べさせていただきたいと思っております。

8月17日運営小委員会の場で関係労使の意見聴取ですとか、労使代表委員の意見表明が行われた後に、事務局からの発言で我々の受けとめとしては、突然、百貨店、総合スーパーについて、そもそも審議ができないという説明をされたことに対して、私どもとしては非常に唖然とした状況でありました。

意見聴取で、なかなかタイミングが難しく、事後に事務局に聞きましたら、諮問した以上実施せざるを得ないというところで、やらざるを得なかったということです。今回のような事態を避けるための色々なスケジュール上の制約はあるかと思いますが、可能の範囲で少しご検討いただきたいと思います。

あの場で言いますと労使代表意見を聴くタイミングでもう少し丁寧な対応が必要であったのではないかと思っています。

それ以前にとりますが、このような進行が必要であったならば、少なく

とも事前の情報提供をいただきたかったと思っております。

特に特定最低賃金は、労使の話し合いによって方向性を導き出すべき制度でありますので、しかも福岡県百貨店、総合スーパーについては、地域別最低賃金に追い付かれるという大切なタイミングでありましたので、いきなり難しい場で短時間での理論及び結論を出すのは非常に難しいのではないかと思っておりますので、それ以前の段階において労使の十分な調整等が求められていたのではないかと思っております。

今回は、継続審議としていただきましたので、いろいろ皆様には大変ご迷惑・ご面倒をおかけすることになりましたけど、いただいた時間を活用して労使の間で一定の意見の共有をさせていただく時間は取れました。ただ、最後に意見の一致には見いだせなかったことは、我々としては残念でしたけれど、少なくとも本日の結審にあたって、労使間で何かわだかまりがあるような状況ではなく時間は取れました。共有の場も取れたということは、重要であったのではないかと思っております。そういう意味も含めて、今後事務局におかれましては、とりわけ特定最低賃金の審議・運営に当たっては、関係労使の意向が十分反映されるような審議の場となるよう丁寧な運営・対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

会 長

ありがとうございます。

他に何かございますか。

なければ、これを持ちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。  
大変お疲れ様でした。

署 名

公益代表委員

平木 真朗

労働者代表委員

野中 篤志

使用者代表委員

中村 孝